

埼玉県食の安全推進委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 埼玉県食の安全・安心条例（平成16年埼玉県条例第46号）第20条の規定に基づき、埼玉県食の安全推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、生産から消費にわたる食の安全・安心確保に関する施策の総合的な推進を図る。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、埼玉県（以下「県」という。）の食の安全・安心確保に関する次の事項を所掌する。

- (1) 県の施策を推進する協働事業に関すること
- (2) 県の施策に対する意見・提言に関すること
- (3) 生産から消費にわたる各分野の相互理解に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、食品衛生安全局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、食品安全課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 農業生産者
 - (3) 食品加工・流通業者
 - (4) 消費者
- 5 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会を統括する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(推進チーム)

第6条 推進委員会に、食の安全確保に関する課題解決に向けた取組を実施する推進チームを置く。

- 2 推進チームは、委員長が各課題に対応して設ける。
- 3 推進チームは、委員長が招集し、主宰する。
- 4 推進チームの所掌事項、構成、庶務等は、別途、委員長が定めるものとする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、食品安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、推進委員会において協議して定める。

附則

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。